

企業、税務当局と対立姿勢

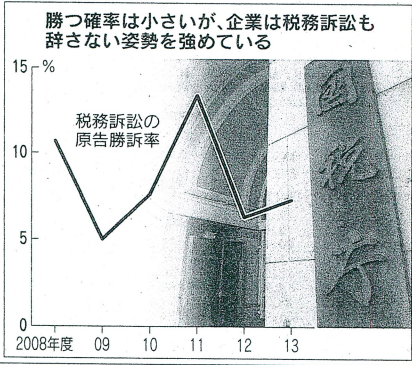
グローバル化・株主利益重視 背景に

企業が税務当局と対立するケースが目立っている。企業がグローバル化し事業活動も複雑さを増すなか、「租税回避か否か」を巡って両者の見解が隔たりやすくなっているためだ。かつては当局との紛争を避ける傾向が強かった企業も最近は株主利益確保のため訴訟も辞さない姿勢を強めている。税務訴訟の経験がない企業も万一の事態に備える必要がある。

(編集委員 後藤直久)

法令解釈、あいまい

今年1月、企業と当局は積水化学と期初に仮決が対立した「寄付金」をめじた価格で外壁材を納を巡る訴訟で企業が勝入。期末に実際の原価をちり、話題を集めた。訴え 基に算出した価格が仮価を越えていたのは積水化学工業 格より低い場合、その差(滋賀県甲賀市)。同社 上げから減額した。当局



は値引き分を積水化学へは利益供与として寄付金を認定し追徴課税した。事実認定が重要 税法上の寄付金とは企業が資産や経済的な利益を贈与または無償供与すること。特に親子会社間では時価より低い価格で取引したり無利息で貸し付けをしたりすることに より利益操作が行われやすいとして損金(費用・損失)への算入を制限している。ところが「時価」と実際の取引価格に差額があるだけで強引に追徴課税される例が多い(租税訴訟学会副会長の山本守之税理士)。

旧興銀の04年勝訴が転機

弁護士や企業関係者の間で今も話題になる税務訴訟がある。2004年12月末に旧日本興業銀行が勝った訴訟だ。旧興銀は政府の指導もあり不良債権処理をしたが税務当局が無税償却を認めず巨額の追徴課税を課したため提訴。最高裁が旧興銀の主張を認めて追徴課税を取り消した。

巨額税務紛争で最高裁が企業勝訴の判断を示したのは異例で「あの裁判をきっかけに大企業も税務訴訟をためらわなくな

た。当局は持ち株会社は「租税回避目的のペーパーカンパニー」として問うべきだとして、東京地裁は「持ち株会社には実態がある」と事実認定し国の主張を退けた。

「裁判所は以前より企業の取引や組織再編の内容を精査するようになった。(西村あさひ法律事務所)と租税訴訟に携わる弁護士に最近1年間の主な税務訴訟でも法令解釈以前

の事実認定を裁判所がより重視した結果、企業が勝訴するケースが目立つ。最近の原告の勝訴率は平均10%未満と低い。事実認定以外に課税要件や非課税要件など重要な争点になった事例。持ち株会社は米IBM株の一部を日本IBMから購入した日本IBMに売却し、その際に巨額損失を計上。その損失を連結納税制度をもとに日本IBMの黒字と相殺し

型」とある専門家は指摘する。子会社の減資に伴う日産への払戻額が子会社の時価より低かったため差額を日産から子会社への寄付金とされた。「子会社の減資」というこのケースまで寄付金にされたら企業は再編に慎重にならざるを得ない。だが、「不当に高額と何かに比べて不当に低い」と(山崎元一)と訴え、一方で下清兵衛弁護士は「税務訴訟に発展するケースも目立つ。ヤフーの訴訟も注目される。ヤフーは子会社の欠損金について「引き継ぎの要件を満たした」として自社の利益と相殺したが、当局は「不当に租税回避にあたる」として

この主張が通る形でヤフーは一、二審で敗訴。不服として最高裁に上告中だ。一審で国側から意見書を出した朝長英樹税理士は「形式的に要件を満たしても不当となる場合がある」と訴す。一方で「何が不当なのか分らないのに租税回避か否かは判断できない」とする専門家も少なくない。税務訴訟の提起件数は年300件程度で推移している。今後も様々な税務のトラブルを巡り、企業は訴訟による問題解消を迫られる状況が続く

判決時期	原告側企業	争点	段階	現在
1月24日	セキスイボード(積水化学工業の子会社)	寄付金	一審(○)	確定
3月18日	ヤフー	組織再編税	一審(×)	控訴
5月9日	アイ・ピー・エム・エイ・ピー・ホールディングス(日本IBMの持ち株会社)	株式譲渡	一審(○)	控訴
6月12日	日産自動車	寄付金	控訴審(×)	上告
8月28日	ホンダ	移転価格税	一審(○)	控訴
9月4日	デンソー	タックスヘイブ制	一審(○)	控訴
11月5日	ヤフー	組織再編税	控訴審(×)	上告